

# 国際教養大学情報公開規程

平成 16 年 9 月 1 日  
大学経営会議決定  
規程第 80 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、秋田県情報公開条例（昭和 62 年条例第 3 号。以下「県条例」という。）第 33 条の規定に基づき、公立大学法人国際教養大学（以下「本学」という。）における情報の公開等に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 この規程において「法人文書」とは、県条例第 2 条に定める「行政文書」を指し、本学の役員及び教職員（以下「教職員等」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、本学の教職員等が組織的に用いるものとして保有しているものをいう。

(公開請求の手續)

第 3 条 本学が保有する法人文書の公開を請求する者（以下「公開請求者」という。）からの公開請求は、本学事務局企画課（以下「事務局」という。）において受け付けるものとする。

2 公開請求を受け付けるときは、公開請求者に法人文書公開請求書（様式第 1 号。以下「公開請求書」という。）を提出させるとともに、公開請求及びその実施に係る費用を負担させるものとする。この場合において、公開請求書に形式上の不備があるときは、公開請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

(公開決定等の審査)

第 4 条 理事長は、法人文書の公開をするかどうかの決定（県条例第 8 条の規定により公開請求を拒否する旨の決定及び公開請求に係る法人文書を保有していない場合の公開しない旨の決定を含む。以下「公開決定等」という。）に当たっては、必要に応じて大学経営会議に諮り、審査するものとする。

(公開決定等の通知)

第 5 条 理事長は、公開決定等をしたときは、次の各号の通知書により、速やかに公開請求者に通知しなければならない。

- (1) 法人文書の全部を公開する場合：法人文書公開決定通知書（様式第 2 号）
- (2) 法人文書の一部を公開する場合：法人文書部分公開決定通知書（様式第 3 号）
- (3) 法人文書の全部を公開しない場合：法人文書非公開決定通知書（様式第 4 号）
- (4) 法人文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する場合：法人文書公開請

求拒否決定通知書（様式第5号）

（5）法人文書を保有していない場合の公開しない場合： 不存在による法人文書非公開決定通知書（様式第6号）

（公開決定等の期限）

第6条 理事長は、公開請求があった日から起算して15日以内に公開決定等を行わなければならない。ただし、第3条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、当該期間を15日以内に限り延長することができる。この場合、理事長は公開請求者に対し、遅滞なく、公開決定等の期限の延長を書面により通知しなければならない。

3 理事長は、前2項の規定にかかわらず、公開請求に係る法人文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から30日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことが困難であると認めた場合には、公開請求に係る法人文書のうちの相当部分については当該期間内に公開決定等を行い、残りの法人文書については相当の期間内に公開決定等を行えば足りる。この場合、理事長は公開請求者に対し、遅滞なく、公開決定等の期限の特例規定の適用を書面により通知しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第7条 理事長は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者本人以外のもの（以下「第三者」という。）に対し、法人文書の公開請求に関する意見の照会書（様式第7号）により通知し、公開決定等に先立ち、第三者に対し法人文書の公開に関する意見書（以下「意見書」という。）を提出する機会を与えることができる。

2 理事長は、当該法人文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した第三者の意に反して当該文書の全部若しくは一部の公開を決定することができる。この場合、理事長は当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公開の実施）

第8条 理事長は、法人文書の全部若しくは一部を公開することを決定した場合は、公開請求者に対し、速やかに当該公開決定に係る法人文書を公開しなければならない。

2 法人文書の公開は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める方法により行う。

（1）文書、図画又は写真として記録されている場合 当該文書、図画又は写真における該当部分の閲覧又は写しの交付

（2）電磁的記録媒体に記録されている場合 当該録音テープ、ビデオテープ、フロッピーディスク又はその他電磁的記録における該当部分の視聴、複製又は印刷し

たものの交付

3 前項の規定にかかわらず、当該法人文書を汚損又は破損するおそれがある場合には、あらかじめ本学事務局において複写したものにより公開することができる。

4 前2項において規定される公開方法に係る詳細については、理事長が別に定める。  
(異議申立て)

第9条 理事長は、県条例第14条の2に定めるところにより、本学が行った公開決定等について異議申立てがあったときは、必要に応じ、大学経営会議の意見を徴するものとする。

2 理事長は、県条例第15条第1項に定めるところにより、秋田県情報公開審査会(以下「情報公開審査会」という。)に諮問したときは、不服申立人及び参加人(以下「不服申立人等」という。)に情報公開審査会へ諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

3 理事長は、情報公開審査会の答申を受け、異議申立てに対する決定を行ったときは、不服申立人等に不服申立てに対する決定を書面により通知しなければならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。